

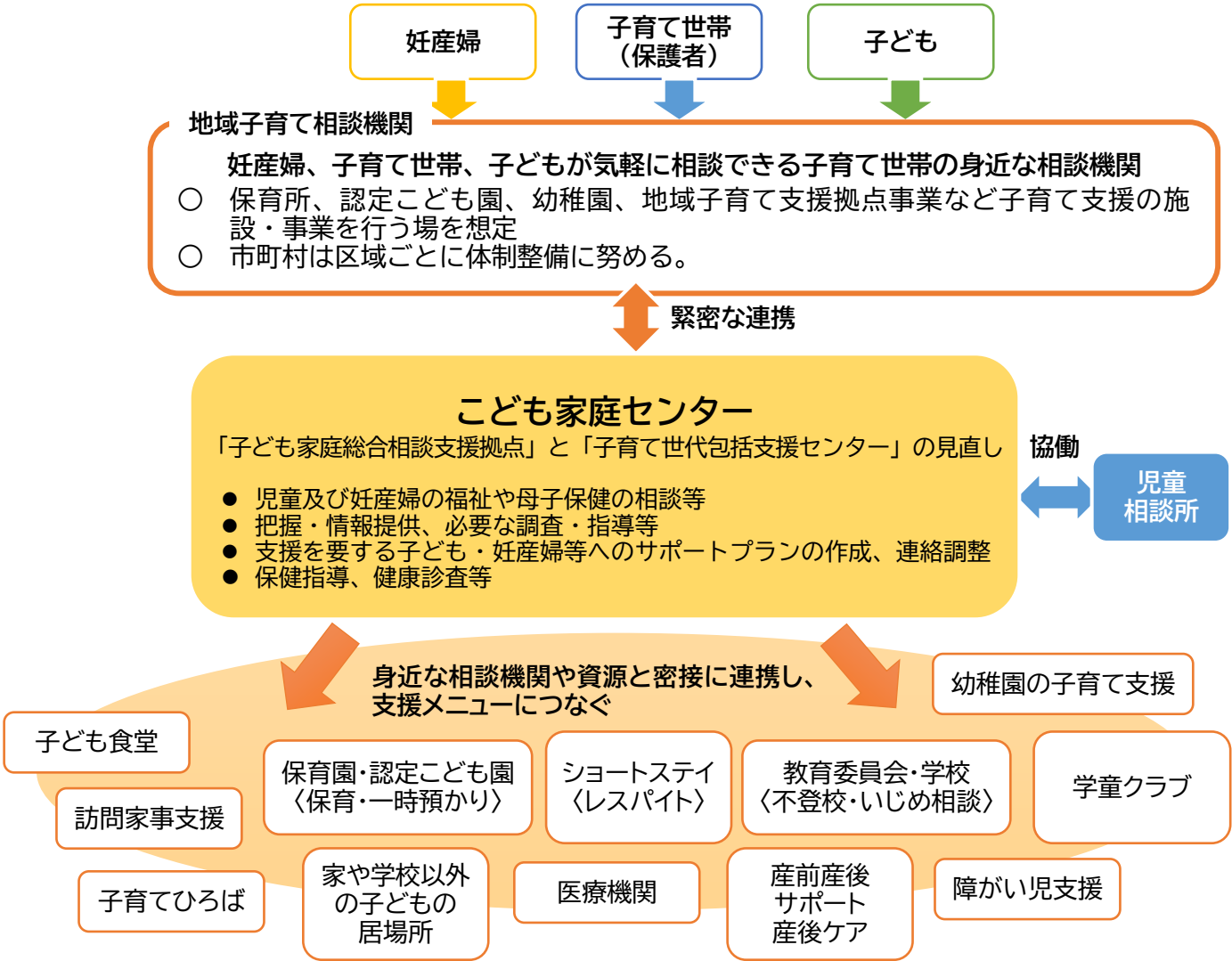
こども家庭センターについて

1 山武市の子ども・子育てに関する相談等体制の現状及び課題

子育て支援に関する相談対応や家庭内の問題相談への対応などをする子ども家庭総合支援拠点【教育部子ども教育課家庭児童相談係】と、妊娠期から出産まで、子育て期までのさまざまな悩みや相談に対応する子育て世代包括支援センター【保健福祉部健康支援課母子保健係(はぴねす)】の両機関が同じ家庭や児童を支援していますが、今後もより一層連携や協働を円滑にしていく必要があります。

2 こども家庭センター設置による相談支援機能の一体化

- 子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの「連携」からより一歩前へ。
- こども家庭センターとして、地域の関係主体とつながりながら、サポートプランの作成や勧奨・措置を使いながら子育て家庭をマネジメント。



出典：令和5年8月3日(木)令和5年度保健師中央会議資料4〈こども家庭庁支援局虐待防止対策課〉
児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に向けた検討状況（こども家庭庁）

3 こども家庭センターの業務の概要

地域のすべての妊産婦・子育て家庭に対する支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 状況・実情の把握 ● 母子保健・児童福祉に係る情報の提供 ● 相談等への対応、必要な連絡調整 ● 健診等の母子保健事業※ <p>※こども家庭センターで実施するかは任意</p>
支援が必要な妊産婦や子育て家庭への支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談、通告の受付等 ● 支援対象者（妊産婦・保護者・こども）との関係構築 ● 合同ケース会議の開催 ● サポートプラン（又は支援計画等）の策定、評価、更新等 ● サポートプラン（又は支援計画等）に基づく支援
地域における体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域全体のニーズ・既存の地域支援の把握 ● 新たな担い手の発掘・育成、地域資源の開拓 ● 関係機関間の連携の強化
併せて行うことが望ましい業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 要保護児童対策地域協議会の調整機関としての業務 ● 地域子育て相談機関※の整備に係る業務 ● 家庭支援事業の利用勧奨・措置に係る業務 ● 在宅指導措置の受託に係る業務

出典：「こども家庭センターガイドライン」概要版

※地域子育て相談機関の運用イメージ（案）

<p>【目的】</p> <p>○ 地域子育て相談機関は、相談の敷居が低く、物理的にも近距離にある相談機関を整備し、子育て世帯との接点を増やすことにより、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増加することを目的としたものであり、子育て家庭の中には、行政機関であるこども家庭センターには直接相談しにくいと感じる家庭もあり得ることから及び身近な相談機関が、こども家庭センターを補完するなどの目的のために地域子育て相談機関の整備の推進を図る。</p> <p>【実施主体】</p> <p>○ 実施主体は、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）とする。なお、市町村が認められた者への委託等を行うことができる。地域子育て相談機関の実施場所は、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点事業の実施場所、児童館、その他地域子育て相談機関で行うこととされる相談及び助言を適切に行うことができると市町村長が認める場所とする。</p> <p>【設置区域の考え方】</p> <p>○ 中学校区に1カ所を目安に設定することを原則としつつ、地域の実情に応じて整備することが望ましい。</p> <p>【対象】</p> <p>○ 全ての妊産婦及びこどもとその家庭（里親及び養子縁組を含む。）等を対象とする。</p> <p>【業務内容】</p> <p>○ 相談支援</p> <p>○ 子育て世帯に関する情報発信</p>

出典：児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に向けた検討状況〈こども家庭庁〉から一部抜粋

4 こども家庭センターの要件

○こども家庭センターとして位置づけられるための必要な要件は以下のⅠ～Ⅴ。

- Ⅰ 母子保健機能及び児童福祉機能双方の機能の一体的な運営を行うこと。
- Ⅱ 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について、組織全体のマネジメントを行う責任者である、センター長をセンター1か所あたり1名配置すること（小規模自治体等、自治体の実情に応じてセンター長は統括支援員を兼務することができる）。
- Ⅲ 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる統括支援員をセンター1か所あたり1名配置すること。
- Ⅳ 児童福祉法第10条の2第2項及び母子保健法第22条に規定する業務を行うこと。※
- Ⅴ 当該施設の名称はセンター又はこれに類する自治体独自の統一的名称を称すること。

※児童福祉法第10条の2第2項に規定する業務

- ①第10条の第一項第一号から第四号までに掲げる業務（以下の業務）を行うこと。
 - 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
 - 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
 - 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
 - 児童及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童等その他の者に対して、これらの者に対する支援の種類及び内容その他の内閣府令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うこと。
- ②児童及び妊産婦の福祉に関する機関との連絡調整を行うこと。
- ③児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に資する支援を行う者の確保、当該支援を行う者が相互の有機的な連携の下で支援を円滑に行うための体制の整備その他の児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に係る支援を促進すること。
- ④上記に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

母子保健法第22条に規定する業務

- ①母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する支援に必要な実情の把握を行うこと。
- ②母子保健に関する各種の相談に応ずること。
- ③母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導を行うこと。
- ④母性及び児童の保健医療に関する機関との連絡調整並びに第九条の二第二項の支援（母性並びに乳児及び幼児の心身の状態に応じ、健康の保持及び増進に関する支援を必要とする者について、母性並びに乳児及び幼児に対する支援に関する計画の作成その他の内閣府令で定める支援）を行うこと。
- ⑤健康診査、助産その他の母子保健に関する事業を行うこと（上記に掲げる事業を除く。）。

出典：「こども家庭センターガイドライン」概要版